

# 社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会 役員及び評議員の報酬等支給基準

## (目的及び意義)

第1条 この基準は、社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会(以下「本会」という)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として本会から受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費や宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員等に対して、理事会又は評議員会への出席に係る対価及び会長が特に命じた業務遂行の対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 監事には、監査に係る業務遂行の対価として報酬を支払うことができる。
- 3 本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

## (報酬の額の決定)

第4条 本会の理事の報酬総額は、別表1「理事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議等出席に係る報酬」に定める金額とする。

- 2 本会の監事の報酬総額は、別表3「監事の年間報酬総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議等出席に係る報酬」及び別表4「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。
- 3 本会の評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬の額は、別表2「役員等の会議等出席に係る報酬」に定める金額とする。

## (報酬の支給日)

第5条 役員等の会議等出席に係る報酬及び監事の監査に係る報酬は、原則として会議等当日に支払うものとする。

ただし、会長に支払う報酬のうち、職員との月例会議(三部署合同会議)及び県等が主催する会議等への出席に係る報酬については、四半期ごとにまとめて、7月、10月、1月及び3月の月例会議開催日に支払う。

- 2 県外での会議等出席に対する報酬は、原則として出発前日に支払う。

## (報酬の支給方法)

第6条 報酬は、本人に直接現金を支給する。ただし、本人が申し出た場合は、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支払う。

## (費用)

第7条 本会は、役員等がその業務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費については、本会の職員等旅費支給規程に基づいて支払うものとし、その支給日及び支給方法については、第5条及び第6条の規定によるものとする。

(公表)

第8条 本会は、この基準をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

、この基準は、平成29年6月12日から施行する。

別表1

理事の年間報酬総額	260,000円
-----------	----------

注：理事1名は職員給与の支給を受けている。上記金額にはこの給与は含まない。

別表2

報酬区分	業務内容	報	酬
役員等の 会議等出席 に係る報酬	理事会・評議員会出席	1日	2,000円
	月例会議出席	1日	7,000円
	会長の命による特定業務	1日	2,000円

別表3

監事の年間報酬総額	51,000円
-----------	---------

別表4

監事の監査に係る報酬	1日	7,000円
	半日	3,500円

注；県等が行う監査への出席も対象とする。